

一般社団法人住宅長期支援センター 会 員 会 則

平成 28 年 4 月 5 日 一般社団法人 住宅長期支援センター 理事会決定

(会 員)

第 1 条 一般社団法人住宅長期支援センター(以下 当センター) 理事長東樋口護 の設立趣意書及び定款を遵守し、会員に入会します。

(役 割)

第 2 条 当センターの目指す良質な住宅ストック形成に向けての活動に積極的に参加します。

第 3 条 会員は当センターの名誉、信用を失墜する行為をしてはならない。

第 4 条 会員は当センターの目的を理解し、円滑なる運営に協力しなければならない。

第 5 条 会員を退会した時は資料を速やかに返却し、以後会員と思しき紛らわしい行為をしてはならない。

(入会金および会費)

第 6 条 会員は入会に際して入会申込書を提出した後、定められた入会金及び会費を納入しなければならない。

第 7 条 理事会、幹事会の決議により臨時会費を徴収することがある。

第 8 条 会員が納入した入会金、会費及びその他の拠出金はその理由の如何を問わず、これを返還しない。

第 9 条 会員は事情が生じ退会する時は、一ヶ月前までにその旨事務局に書面で連絡し会費などの未払い分の清算を速やかに行う。

第 10 条 会員は事務局から会費納入について請求があった日から 4 ヶ月以内に入会金および会費を支払わなければならない。また更新(継続)会費についても同様とする。尚、請求があった日とは、同意義の請求のうち最初に行われた日とする。

(休 会)

第 11 条 会員より請求があった場合、休会を認め、休会期間中の会費は徴収しない。但し休会期間は 1 年以内とする。これを超える場合は、復会時に新たに入会金を支払わなければならない。

(暴力団等の排除)

第 12 条 会員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業若しくは団体又は関係者、その他の反社会的勢力(以下「暴力団等」という)である場合、若しくはこれが判明した場合 ただちに会員資格を喪失する。

(会員資格の喪失)

第 13 条 会員が定款、会則に違反又は会員としてふさわしくないと判断した場合は、理事会・幹事会の決定により除名とし、会員資格を喪失する。

第 14 条 会員で新築、リフォーム等の建築工事を事業とするもので、入会后 5 年以上経過後も建設業の許可を取得しないものは、会員資格を喪失する。

第 15 条、第 11 条に違反した場合、ただちに会員資格を喪失する。

(会員権利の喪失)

第 16 条 会員の資格を喪失した者は、会員の権利一切を失う。なお、会費の未払いがあった場合には速やかに清算を行う。

(会則の変更)

第 16 条 当センターは、運営上不利益が生じ止むを得ないと判断した場合は会則の変更をする。その場合は、変更後の規定に従い取り扱うものとする。なお、当センターの任意の変更によって損害が生じたとしても、当センターは一切の責任を持たない。